

令和7年

## 第12回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和7年12月23日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1番	安池 幸子	9番	守屋 智
2番	加藤 敏行	10番	加藤 敏郎
3番	竹内 欣也	11番	渡邊 康弘
5番	山口 秀雄	12番	仲出川 治幸
6番	鈴木 洋有	13番	石井 雅浩
7番	平原 則子	15番	柳田 進
8番	青木 貞治	16番	戸塚 昭雄

### 2 欠席委員

二宮 晃一

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田 政夫 吉川 京男 柏木 博

### 5 出席事務局員

事務局長 木村 公哉  
書記 久保田 徳人 伴野 航

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和7年第12回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、二宮晃一推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、12番仲出川治幸委員と13番石井雅浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

#### 《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

#### 《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番及び3番と4番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

議案第30号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項で議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に1番と2番について説明します。

事務局

#### 《議案第30号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の遊休化した田畑4筆で、令和3年に飼料畑にするために農地造成が行われましたが、諸事情で撤退しました。その後、借り手が見つからなかったことで遊休化しています。

また、貸し手は非農家で、借り手は昨年より隣接する農地で観光農園の営農を開始した認定新規就農者です。若い農家が当該農地を借りることで、営農の拡大と農地の

遊休化防止が図られると考えられます。

なお、12月11日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第30号1番と2番の農地について、12月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が営農を行っている農地に隣接した畑4筆ですが、農地造成が行われた後、借り手が見つからなかったことで遊休化しています。

今回、認定新規就農者が借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この案件は地域計画の計画内でしょうか。

事務局 西小磯地区ですので計画内となります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第30号1番と2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第30号1番と2番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に3番と4番についてですが、農業委員の渡邊委員が当該農地の賃借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで渡邊委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《渡邊委員退室》

議長 では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 30 号 3 番と 4 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、寺坂地区の農業振興地域内のミカン畑 2 筆です。貸し手は、高齢のため営農が困難な地元の農家で、借り手は地元の認定農業者です。

認定農業者が当該農地を借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、12 月 11 日に生沢地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の加藤委員から説明をお願いいたします。

2 番委員（加藤） 2 番の加藤です。議案第 30 号 3 番と 4 番の農地について、12 月 11 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、ミカン畑 2 筆ですが、専業農家である認定農業者が借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 30 号 3 番と 4 番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 30 号 3 番と 4 番について、原案とおりに決定しました。なお、採決が終わりましたので、渡邊委員には入室・着席していただきます。

《渡邊委員入室・着席》

議長 以上で議案第 30 号を終わります。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に、報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書3ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の3ページから5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から4番を朗読》

書記 報告第1号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第12回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時10分)